

過疎地域一覧

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第9条が適用される過疎地域は、令和3年4月1日総務省、農林水産省、国土交通省告示第10号により、以下の地域が指定されている。

適用にあたっては、過疎地域の市町村が、市町村計画に「産業振興促進事項（産業振興促進区域等）」を記載する必要がある。

国頭郡	国頭村、大宜味村、東村、本部町、伊江村
島尻郡	久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、南城市（旧知念村の区域）
宮古郡	宮古島市（旧平良市を除く）、多良間村
八重山郡	竹富町、与那国町

※伊平屋、伊是名を除いた市町村において、市町村計画に「産業振興促進事項（産業振興促進区域等）」を記載済（令和6年7月現在）。